

# 国保だより



卒業・入学・就職シーズンが近づいてきました。国民健康保険(国保)の手続きを忘れていませんか。

今回は国保の異動の手続きや制度改正などについてお知らせします。

表1 14日以内に届け出をしましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、職場などの健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
外国人が国保に加入するとき	外国人登録証明書	
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他の異動など	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、厚生年金などの年金証書(加入期間が記載されたもの)
	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書など
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	印鑑、本人確認ができるもの、汚れて使えなくなった保険証

※運転免許証などの官公庁の発行した写真付証明書で本人と確認できる場合は、保険証を、手続き終了後に窓口で交付します。それ以外は郵送します。

## 国保の加入・脱退の手続き

転入・結婚・出産などや、退職したときには、国保への加入手続きが必要になります。また、転出・死亡・

就職したときには、国保の喪失手続きが必要です。

表1に該当するときには市民課市役所本庁1階、または各支所地域振興課で手続きをしてください。

## 国保とは

市が保険者として運営をしている国民健康保険(国保)は、自営業者などが加入する地域型の健康保険制度です。加入対象者は市内に住んでいる人ですが、職場の健康保険などの健康保険に加入している人やその被扶養者、生活保護を受けている人を除きます。国保への加入は世帯ごととなり、加入手続きや保険税の納付などは世帯主が行います。

また、75歳(一定の障害がある人は65歳)になると国保から手続きなしで、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。

### 加入対象となる人

- 店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人

### 届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、資格を得た月までさかのぼり、保険税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。脱退の届け出が遅れると、保険税を二重に納めることとなります。

### 出産や死亡のとき

国保に加入している人が、出産したときには出産育児一時金として原則42万円、亡くなったときには葬祭費として、葬祭を行なった人に3万円が申請により支給されます。加入や脱退の手続きをするときに、併せて申請してください。

ただし、分娩機関で直接支払制度を利用すれば、分娩機関が本人に代わって国保へ出産育児一時金を申請することになります。

※出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合には、後日、差額分を国保へ申請してください。

### 退職者医療制度への加入を

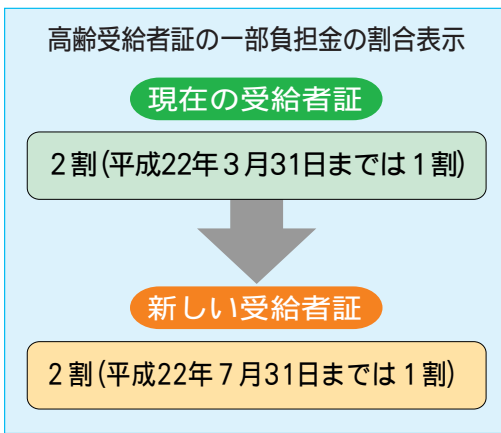
会社を定年などで退職して年金を受給している人は、65歳までの間、退職者医療制度に加入し、医療を受けることとなります。

国保に加入する人、または加入している人で、厚生年金などの加入期間が20年以上(または40歳以上で10年以上)の該当要件を満たしている人は、年金加入期間の記載のある年金証書、保険

証、印鑑を持って、市民課または各支所地域振興課で手続きをしてください。

### 70歳〜74歳の人の自己負担割合 1割を1年延長します

70歳〜74歳の人(現役並み所得者以外)の自己負担割合は、凍結措置により平成20年4月から平成22年3月末まで1割に据え置かれ、平成22年4月から2割に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長され、来年3月末まで1割負担となります。(ただし、現役並み所得者の自己負担割合は3割です) **該当者には、3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。**現在の高齢受給者証は、4月1日以降に、同封の返信用封筒で返送してください。



※毎年8月1日更新のため、有効期限は7月31日です。今年7月31日までに75歳になる人は、有効期限が誕生日の前日になっています。

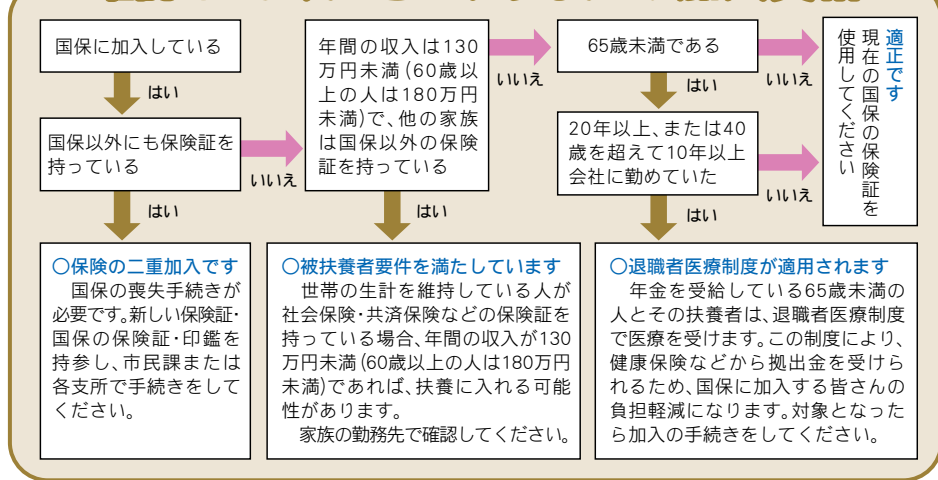
## 交通事故と医療費負担

交通事故など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたとき、その医療費は加害者が負担するのが原則です。

しかし、その賠償が遅れたりするときは、いったん保険証を使って診療を受けることができます。この場合には、事前に保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を必ず提出してください。

ただし、加害者から医療費を受け取ったり、無断で示談した場合は保険証を使って診療を受けることはできません。

## 確認してください、あなたの加入資格



## 特定健診を受診しよう

### 今年度の特定健診は受診しましたか

開始から2年目を迎えた特定健診。年に1回の受診は、生活習慣病予防に欠かせません。

40歳以上の国保加入者には、昨年5月に特定健診受診券を送付しています。まだ受診していない人は、3月末までに市内医療機関などで受診してください。

受診券を紛失した場合は再交付できますので、保険医療課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で手続きをしてください。



問い合わせ先 保険医療課 (☎0848676050 FAX0848642130)